#### ○旧妹尾銀行林田支店条例施行規則

平成29年9月28日津山市教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧妹尾銀行林田支店条例(平成29年津山市条例第29号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

- 第2条 条例第9条第1項の規定により旧妹尾銀行林田支店(以下「旧銀行」という。)の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旧妹尾銀行林田支店利用許可申請書(様式第1号)を津山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定による申請書の受付は、利用日の属する月の6箇月前の月の初日 (その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。)からと する。

(利用許可)

第3条 教育委員会は、旧銀行の利用を許可したときは、教育委員会が別に定め る利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、教育委員会が特 に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 旧銀行を連続して利用できる期間は,12日(休館日を除く。)とする。 ただし,教育委員会が特に必要と認めるときは,この限りでない。

(利用料金の減免に係る特別の事由)

- 第6条 条例第12条に規定する特別の事由は、次の各号のいずれかに該当する こととする。
  - (1) 国又は地方公共団体が主催する事業のために利用するとき。
  - (2) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(減免の申請)

第7条 条例第12条の規定により利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、旧妹尾銀行林田支店利用料金減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

- 第8条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用者は、利用を開始した後においては、利用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第9条 利用者は、旧銀行の利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、 旧妹尾銀行林田支店利用許可取消申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し なければならない。

(利用料金の還付)

- 第10条 条例第13条ただし書の規定により、災害又は利用者の責めに帰さない事由により、旧銀行を利用することができなくなった場合は、既納の利用料金の全額を還付する。
- 2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、旧妹尾銀行林田支 店利用料金還付申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。 (遵守事項)
- 第11条 旧銀行の利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
  - (2) 許可なくして物品の販売,宣伝,広告その他これらに類する行為(非営利行為を含む。)をしないこと。
  - (3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。
  - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の指示する事項
- 2 利用者は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 火災,盗難,人身事故その他の事故の防止に努めること。
  - (2) 入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させること。

(毀損等の届出)

- 第12条 旧銀行の施設,設備又は器具を毀損し,汚損し,又は滅失した者は, その旨を直ちに教育委員会に届け出て,その指示を受けなければならない。 (指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)
- 第13条 条例第4条の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体(以下この条において「指定管理者」という。)に旧銀行の管理を行わせる場合にお

ける第2条から第10条まで及び第12条の規定の適用については、これらの 規定中「津山市教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と し、様式第1号から様式第4号までの様式中「津山市教育委員会」とあるのは 「指定管理者」とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第13 条の規定は、公布の日から施行する。

### 旧妹尾銀行林田支店利用許可申請書

年 月 日

津山市教育委員会 殿

申請者 住所(所在地) (団 体 名) 氏 名 (代表者職及び氏名) 電 話 番 号

旧妹尾銀行林田支店の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の名称	
利 用 目 的	(光和,北兴和)
(具体的に)	(営利・非営利)
利用日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から
(準備及び後片	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
付けを含む。)	(日時間)
	□スペース 1 □スペース 2
利 用 施 設	□スペース 3 □スペース 4
	□スペース 5 □ガーデンスペース
特別の設備	設置する( )・ 設置しない
持 込 器 具	有( ) 無
利用責任者	氏名    電話番号
行事等の開始・ 終了日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から
(準備及び後片 付けを除く。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
入 場 料 等	設定する(円)・設定しない
利 用 条 件	(この欄は記入しないこと。)

# ※ 利用料金明細 (この欄は記入しないこと。)

(営利・非営利)

			******
区	分	利用料金納付額	領収日及び領収番号
利用	料金		年 月 日 第 号
追利用	加料金		年 月 日 第 号

※ 許可日 年 月 日 許可番号 号

## 旧妹尾銀行林田支店利用料金減免申請書

年 月 日

津山市教育委員会 殿

利用者 住所(所在地) (団 体 名) 氏 名 (代表者職及び氏名) 電 話 番 号

旧妹尾銀行林田支店の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年	月	日	許	可	番	号		第		号
行事等の名称											
	年	月	日 (	曜	日)	午前	・午	後	時	分か	ら
利用許可日時	年	月	日 (	曜	日)	午前	· 午	後	時	分ま	で
	□スペース1				スペ	ペース	2				
利用許可施設	□スペース 3				スペ	ペース	4				
	□スペース 5				ガー	デン	スペ	ース			
減免申請額							円				
申請の理由											

#### 旧妹尾銀行林田支店利用許可取消申請書

年 月 日

津山市教育委員会 殿

利用者 住所(所在地) (団 体 名) 氏 名 (代表者職及び氏名) 電 話 番 号

旧妹尾銀行林田支店の利用許可の取消しの承認を受けたいので,次のとおり申請します。

許可年月日		年	月	日	許	可	番	号		第		号
行事等の名称												
利田光豆口吐		年	月	日 (	曜	日)	午前	<ul><li>午行</li></ul>	发	時	分から	
利用許可日時		年	月	日 (	曜	∃)	午前	<ul><li>午後</li></ul>	复	時	分まで	
	□スペー	ス1				スペ	ペース	2				
利用許可施設	□スペー	ス3				スペ	ペース	4				
	□スペー	ス5				ガー	デン	スペー	ース			
申請の理由												

注:利用許可書を添付してください。

### 様式第4号(第10条関係)

#### 旧妹尾銀行林田支店利用料金還付申請書

年 月 日

津山市教育委員会 殿

申請者 住所(所在地) (団 体 名) 氏 名 (代表者職及び氏名) 電 話 番 号

旧妹尾銀行林田支店の利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年	三 月	] F	3	許可	番	号		第		号
行事等の名称											
利用許可日時	年	月	日	(	曜日)	午前	· 午	後	時	分から	)
利用計可口时	年	月	日	(	曜日)	午前	· 午	後	時	分まで	\$
	□スペース	1		_	□スへ	ペース	2				
利用許可施設	□スペース:	3			□スへ	ペース	4				
	□スペース!	5			□ガー	-デン	スペ	ース			
	□スペース	1			□スへ	ペース	2				
利用取消施設	□スペース:	3			□スへ	ペース	4				
	□スペース!	5			□ガー	-デン	スペ	ース			
既納の利用料金			円	還	付申	請都	Į _				円
申請の理由											

注: 既納の利用料金に係る領収書を添付してください。